

論文の内容の要旨

氏名：趙 在 赫

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：都市居住の観点から見たソウル市内の考試院の変遷と利用実態に関する研究

韓国で考試院とは、公務員採用試験を準備する受験生(考試生)に対して学習と宿泊を提供する目的で登場し始まったが、現在は一般的に単身世帯の住居として欠かすことのできない施設として都市部を中心に広まっている。統計資料によると2003年から2015年まで5倍以上増加した考試院は、2015年現在首都のソウル市では全体の5割以上の6,240ヶ所の考試院が集中している。『非住宅居住世帯に対する住居支援法案を設けるための研究(韓国都市研究所,2013)』によると、ソウル市では約15万人以上が考試院を居住施設として利用していると推定されている。

今まで考試院に関する先行研究は、2005年から建築計画の分野で、災難を防ぐための避難計画や施設改善方策の一環として施設構成や運営実態に関する研究と、建築法や消防法など関連法令の規定を定めるための基礎的研究が行われた。現在も考試の受験生活のために利用されながら、単身世帯の居住施設として利用も広まっている考試院に関しては、様々な分野で研究が行われたが、考試院の登場と変遷に関しては未だに不明確である。また、利用実態を踏まえた居住形式に関しては十分に議論されていない。

都市居住の受け皿になっている考試院に関しては、考試院だけではなく、考試院を取り囲んだ地域的観点から利用状況を把握する必要がある。そして、考試院の登場時期からの分布、居住機能、利用実態の変遷を分析することで、考試院が現在のような居住施設に変容した経緯や都市居住としての成立要件が明らかになると考えられる。

本研究では、現在ソウル市において都市居住の受け皿として機能している考試院に対して、都市居住の観点から考試院の居住機能の変遷を踏まえて、考試院密集地における施設形態と利用実態を究明し、居住施設として考試院の課題や可能性について考察することを目的とする。そこで、以下の3つを研究課題として取り上げる。

1つ目は、考試院の居住機能の変遷を明らかにすることで、考試院に関する統計資料がない2002年以前の変遷が確認できる史料を特定し、考試院の登場時期や場所、施設形態や利用状況などの変化を時系列で考察する。その内容を分析することで、考試院の居住施設として変容した経緯を究明する。

2つ目は、考試院の施設形態や分布を明らかにすることで、ソウル市内の考試院に対して定量的なデータを用いて施設形態を分類する。そして、考試院密集地における施設形態の分布から密集地の特徴を明らかにする。

3つ目は、考試院の利用実態を明らかにすることで、まずソウル市内の考試院密集地における考試院の利用実態を把握する。考試院の利用目的・滞在時間・行動習慣・生活状況などの実態を調査し、考試院密集地の地域施設と照らし合わせることで、各地域における考試院と周辺施設の関係を考察する。

以上の3つの研究課題を踏まえて、都市居住の観点から居住施設としての考試院の課題と可能性を示す。

本研究は上記の研究課題に従って、第1章の序論、第2章の法令と規定内容、第3章の考試院の変遷に関する史料からの考察、第4章と第5章の考試院密集地の実態調査からの考察、そして第6章の結章の計6章で構成する。

第1章「序論」では、研究の背景として、韓国における考試院の現状について述べるとともに、研究の目的及び既往研究と本研究の位置づけについて示した。また、本論文の構成及び調査方法と調査の概要を示した。

第2章「考試院に関わる社会背景と規定の現状」では、考試院に関する用語を定義した上、考試院に関わる法令の改正を引き起こしたといわれる火災事故や人口構成の変化を事例とともに統計資料を通じて示した。さらに、法令規定の意味と各法令の関係を整理し、考試院に関わる各法令の変化を取りまとめた。また、法令に基づいて規定されている考試院業の登録手順と登録件数の変化を示した。これらの社会的背景や法令の変化を踏まえて、本論文の研究対象である考試院の定義と位置づけを明らかにした。

その結果、考試院は火災による人身事故などをきっかけに法令改正が求められ、2004年に改正された消防法により規定が始まっており、2009年の建築法と多衆利用業所法の改正により考試院の用途と考試院業の定義が定められたことを確認した。その後、単身世帯の居住施設としての利用が確認され、2011年の住宅法の改正により考試院は準住宅として住宅の一種類と認められるようになったことを示した。法令上で考試院は、施設全体の規模や設備が規定されたものの、個室の面積などに関しては規定されていないと指摘した。

第3章「『考試界』掲載広告を対象にした考試院の分布及び利用者の変化と居住機能の変質」では、統計資料が見られない2002年以前の考試院における変遷を調査するため、文献資料を通じて考試院の登場時期から約40年間に渡る分布や居住機能の変化を分析した。

本研究では考試院の利用者に注目し、本来の利用者である考試生向けの受験雑誌に掲載された考試院の募集広告を対象とした。受験雑誌としては発刊年数が最も長い、月刊受験雑誌『考試界』の掲載広告では、考試院の所在地及び空間構成、利用条件や募集対象などの情報を収集することができた。考試院に関する掲載広告は、1966年から2006年までの約40年間で延14,143件であった。

分析の結果、考試院は1960年代からソウル市や地方で登場し始め、1970年代からソウル市の旧市街地や地方の郊外部を中心に増加し続けていた。そして1980年代からは考試院の広告が急増し、ソウル市内では旧市街地からソウル市全域に拡散したことが明らかになった。また、1980年代の広告では考試院の空間構成として、専有の個室の面積や共用空間の仕様などの記載が数多く見られたことは、この時期に現在のような個室を中心とした考試院の空間形態が成立したことを示した。

一方で、この時期にソウル市内では周辺食堂と提携する仕組みで施設内に食堂を設けない考試院も増えている。1990年代の広告では考試院の募集対象として「考試生」以外に「単身者」などの記載が多く掲載されており、この時期から考試院の利用者が考試生以外に広まった。つまり、考試院は考試生を対象にした学習施設として登場したが、大学などの移転や市域の拡大に伴って拡散し、利用者の変化と共に居住施設に変容されていったといえる。

第4章「ソウル市内の考試院密集地における考試院の分布と施設形態」では、ソウル市内で考試院業の登録件数と増加率の高い6つの行政区域を考試院密集地と捉え、韓国情報公開システムによって得られた考試院業登録情報を収集した。その登録情報と、建築物台帳閲覧申請によって得られたソウル市の建築物登記情報を照合することで、2019年時点で営業している考試院の住所・施設名称・営業面積・建物の床面積・用途・構造・使用承認日を特定した。それらの結果から地区ごとの施設形態の分析やGIS

を用いた地理的な分布状況の解析を行った。

考試院の面積占有率をもとに、考試院の施設形態を「専用施設」と「併用施設」に分類し、ソウル市内の6つの考試院密集地における考試院の施設形態と分布の特徴を考察した。その結果、考試院密集地全体では併用施設が83%で、専用施設を大幅に上回り、営業面積500㎡以上の施設は全体の8割以上が冠岳区新林洞と銅雀区鷺梁津洞に集中していることが明らかになった。また、銅雀区鷺梁津洞以外では、500㎡未満の併用施設が6割以上を占めており、特に江南区駅三洞ではその比率が85%であった。一方で、施設形態の分布としては、冠岳区新林洞と銅雀区鷺梁津洞では50ha以上の広い範囲に考試院が密集しているが、その他のエリアでは10件程度の小規模のまとまりを形成している特徴が見られた。

このように、密集地の考試院は個室の面積や空間構成はほとんど同様ではあるが、施設形態に着目すると、考試院密集地は専用施設の多い地区と併用施設の多い地区に区分されることが明らかになった。

第5章「考試院密集地における利用実態」では、第4章で特定した6つの考試院密集地に所在する36ヶ所の施設に対して、考試院の管理者へのヒアリング調査や実測調査を行った。また、それらの施設を利用する120名の利用者へアンケート調査を行い、考試院の利用実態を分析した。

その結果、①地区毎に主な利用者の属性が異なること、②考試院の居住者が生活のために利用する施設は利用者の属性により異なること、③考試院密集地における施設の分布は利用実態により異なることを明らかにした。全地区に共通して、考試院の居住者は主に睡眠のために個室を利用しており、必要に合わせて周辺施設を利用しながら日常生活を過ごしていた。

考試院の利用者として考試生が多い地区では「周辺施設連携型」、大学生や留学生の利用者が多い地区では「大学施設活用型」、そして一般労働者の利用が多い地区では「独立分離型」の居住形式に区分できた。「周辺施設連携型」では考試院の利用者に必要な居住機能を周辺施設が連携によって補完している仕組みが見られた。一方で、「独立分離型」では周辺施設との連携が希薄で、考試院以外の居場所がない現状が明らかになった。

第6章「結章」では、各章における考察の結果をまとめ、研究の目的として取り上げた3つの研究課題の考察を踏まえて、都市居住の受け皿として考試院のあり方や課題について示した。

単身世帯の増加と所得の格差が広まっている現在のソウル市では、考試院のような安価な居住施設が求められる。また、考試院の居住環境の改善に当たっては、周辺施設を含む地域的観点から利用者の生活を支える仕組みが必要であることを指摘した。